# お知らせ

## 田村市内各地区秋季文化祭

## 【星の村文化まつり】

#### ●日時

- ・10月28日(土) 午前9時~午後4時
- ·29 FI (FI) 午前9時~午後3時30分

#### ●会場

天地人大学・滝根保健センター・ 針湯屋内ゲートボール場

#### ●内容

各種団体等による作品展示、出店 など

間滝根町星の村文化まつり 実行委員会

(事務局: 滝根公民館 ☎78-2001)

#### 【大越町文化祭】

## 田村民話まつり

#### ●日時

10月14日(土)午前10時~

●会場 大越公民館 大研修室 ■不要・無料

#### 歴史講演会

#### ●日時

10月21日(土)午前10時~

- ●会場 大越公民館 大研修室
- ●内容 田村市の石造物

### ■不要・無料 文化祭展示・発表

# ●日時

·10月28日(土) 午前9時30分~午後5時

·29 FI (FI) 午前9時~午後3時

# ●会場

大越行政局、大越公民館、大越ふ るさと館ほか

### ●内容

作品・活動状況の展示、たんぽぽ 食堂など

- ・28日(土)大越まちづくり協 議会の秋穫祭、29日(日)大 越町商工祭・青空市場が同時開 催されます。
- ·21日(土)~27日(金)、大 越行政局2階多目的ルームで 作品の先行展示をします。
- 間田村民話の会・大越地方史研究会・ 大越町文化祭実行委員会

(事務局:大越公民館 ☎79-2161)

# 【都路町文化祭】

#### ●日時

- ・11月3日(金・祝) 午前9時~午後4時30分 ·4 日 (+)
- 午前9時~正午

●会場 古道体育館

#### ●内容

書写・絵画展(児童・生徒)、一 般作品展など

間都路町文化祭実行委員会

#### (事務局: 都路公民館 ☎75-2063)

#### 【常葉町文化祭】

#### ●日時

- ・10月28日(土) 午前9時30分~午後4時
- · 29 H (H) 午前9時30分~午後3時

#### ●会場

常葉公民館・文化の舘ときわ・常 葉行政局駐車場

#### ●内容

各種団体等による作品展示、出店、 木エクラフト体験(28日のみ)、 コンポスト配布など

間常葉町文化祭実行委員会

# (事務局: 常葉公民館 ☎77-2013)

# 部日

- ・10月28日(土) 午前9時~午後5時
- ・29 日 (日)

【船引地区文化祭】

午前9時~午後3時

#### ●会場

船引公民館、市文化センター

#### ●内容

各種団体等による作品展示、ふれ あいバザー・そばまつりなど

# 企画展

# 「吉野ヨシ子・松本保忠作品展」

#### ●日時

10月26日(木)~29日(日) 午前9時~午後5時 (29 日は午後 3 時)

●会場 市文化センター

#### 問船引町文化祭実行委員会

10月の稼働日

# (事務局:船引公民館 ☎82-1133)

# ●稼働日

22日(日)

# ●受付

午前 8 時 30 分~ 11 時 30 分

エゴマ搾油北部作業所

# ●場所

北部作業所 (船引町新舘)

間産業部 農林課 ☎81-2511

# 暮らし

### 10月は食品ロス削減月間

食品ロスとは、食べられるのに捨て られてしまう食べ物のことを言いま す。日本では令和3年度に、約523 万トン(国民1人当たり:毎日お茶 わん1杯分)という大量の食品が捨 てられており、大きな社会問題とな っています。田村市でも、令和3年 度に約 1,500 トンの食品ロスが発生 しています。食品ロスの削減をする ことで、ごみの量が減り、家計の支 出の削減にもつながります。「食べ 残しゼロ」を目指して、食品ロス削 減に取り組みましょう!

#### 家庭でできる食品ロス削減!!

# ●買い物するとき

冷蔵庫の中身をチェックしてから 食べきれる分だけ買いましょう。

#### ●食材を保存するとき

食材の整理整頓を心がけ、冷凍す るなど食材が傷みにくい保存方法 を検討しましょう。

#### ●調理するとき

賞味・消費期限の近い食材を使用 し、食べきれる分だけ作りましょ

間市民部 環境課 ☎81-2272

# 海産物の雷話勧誘に ご注意ください!

海産物の電話勧誘で『「以前も購入 していただいた。商品が売れず困っ ているため、支援してほしい」など と言われ購入したが、届いた商品は 金額に見合わない物だった』という 相談が増えています。

トラブルに遭わないよう、次の点に 注意しましょう。

- ・少しでもおかしいと感じたら、き っぱりと断りましょう。
- ・事業者からの電話で契約をしたと きは、クーリングオフができます。
- ・一方的に届いた商品は受け取らな い、受け取ってしまっても代金を 支払う必要はありません。

困ったときは1人で悩まず、田 村市消費生活センターへご相談く ださい。

間田村市消費生活センター **261-5009** 

(平日午前9時~午後4時)

# 不正軽油排除へ

福島県は、10月を「不正軽油撲滅 強化月間」と定め、不正軽油の排除 に取り組んでいます。軽油に課税さ れる軽油引取税を脱税する目的で、 軽油に灯油や重油を混ぜるなどして 製造される燃料、いわゆる「不正軽 油」が正常な軽油と偽って販売、使 用されている事例があります。この 不正軽油は、悪質な脱税行為であ り、環境汚染の問題のほか、公正な 市場競争の阻害につながります。不 正軽油の情報提供は、福島県税務課 または最寄りの地方振興局県税部ま でご連絡ください。

#### 問福島県 総務部 税務課

**2024-521-7205** 

福島県 県中地方振興局 県税部 **2024-935-1264** 

# メーター器交換に ご協力ください

水道料金を算出するメーター器(市 貸与) は、使用期限が定められてい るため、定期的に交換を行っていま す。交換作業は、市が委託する業者 が無料で行います。交換時の立ち会 いは不要です。作業後は「メーター 交換のお知らせ」をポストなどに 投添します。敷地内での作業となる ため、ご迷惑おかけしますが、立ち 入り等にご理解とご協力をお願いし ます。

間上下水道局 上下水道課 **282-1527** 

# 浄化槽の維持管理を適切に 行いましょう

浄化槽管理者は、浄化槽法により、 維持管理に関して三つの義務が定め られています。大切な水環境を守る ため、浄化槽の正しい維持管理を実 施しましょう。

①保守点検を定期的に行いましょう 機器の点検・調整・修理や消毒剤 の補給などを行います。

福島県知事の登録を受けた浄化槽 保守点検業者に委託してください。 ②清掃は毎年行いましょう

浄化槽内は徐々に汚泥等がたまり、 そのまま放置すると放流水ととも に流れ出てしまうだけでなく、浄 化槽の働きを悪化させてしまう原 因になります。

#### ③法定検査を受けましょう

保守点検および清掃等が適正に実 施され、浄化槽の機能が正常に維 持管理されているかを確認する検 査であり、使用開始から3カ月後 に行う検査(7条検査)と、その 後毎年1回定期的に行う法定検査 (11条検査)の受検義務があります。 10月1日は浄化槽の日です。浄化 槽の日は、浄化槽に関する諸制度を 整備した浄化槽法が、昭和60年10

月1日に施行されたのを記念し、設

間上下水道局 上下水道課

#### **282-1527**

けられました。

浄化槽検査委員会 郡山支所 **2024-933-3840** 

# モニターツアー たむらを知る会

交通手段のない市内の外国人に市内 をめぐってもらい、海外に情報発信 してもらうバス事業を行います。安 倍文殊菩薩堂、お人形様、旧大越娯 楽場などを訪問する予定です。令和 5年度福島県地域創生総合支援事業 です。

# ●日時

11月19日(日)

午前9時~午後3時30分(予定)

●場所 集合:船引公民館ほか ※集合場所は、下記の問い合わせ先 までご連絡ください。

#### 象校●

田村市国際交流協会会員 / 市在住 の外国人 / 市民ボランティアガイ ド講座参加者

●定員 30 人程度 (先着順)

# ●参加料

2,000 円程度予定 (施設入場料・昼食代込)

#### 間・申

田村市国際交流協会事務局(産業部 観光交流課内)

₹81-2136 FAX81-1210 E-mail kanko@city.tamura.lg.jp

# 消費税のインボイス制度 説明会、登録申請相談会

#### ●日時

- ・10月19日(木) 午前 10 時~正午
- ・11月14日(火)

午前 10 時~正午

・12月13日(水) 午前 10 時~正午

#### ●対象者

インボイス発行事業者の登録をす べきか検討されている方、消費税 の仕組みから知りたい方

#### ●場所

郡山税務署 別棟会議室 (郡山市堂前町 20-11)

●定員 各30人

電話ください。

# ●予約方法

郡山税務署法人課税第一部門へ開 催日の前々日、午後5時までにお

#### 間・申

郡山税務署 法人課税 第一部門 **2**024-932-2045

# 就活ワークショップ事業 「求職者カフェ」

## 【利用無料・予約不要】 ★就職率 50%以上★

応募書類作成や面接対策、証明写真 撮影、ビジネスマナーやオンライン 就活まで、ニーズに合わせた支援を 行っています。

# ●場所 郡山市鶴見坦 1-14-5

内藤ビル 3F ●利用時間

# 平日午前 10 時~午後 6 時

※祝日を除く

# ●電話番号 024-926-1229 間ホームページ「働きたいネット」で

福島広域雇用促進支援協議会 田村 窓口 (田村市役所 産業部商工課内) ☎61-5585 FAX:61-5586

# 機械でのエゴマ刈り取り 希望者

エゴマ振興協議会は、地域特産物で あるエゴマの振興を図るため、コン バインによる刈り取り作業受託を行 っています。市内でエゴマを生産し ている方に限り、有料(10aあた り 12.000円) で市が指定するオペ レーターが作業(運搬・刈り取り) を行います。作業受託を希望する方 は、事前に申し込みが必要です。ま た、刈り取り希望日が重なった場合 は協議会会員を優先します。

エゴマ振興協議会(事務局:産業部 農林課) 181-2511

# 間・申

25

24